

身体的拘束等の行動制限最小化のための指針

狭山神経内科病院

2024年5月20日制定

1.身体的拘束等の最小化に関する基本的方針

身体的拘束は患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしないケアの実施に努めること。また、身体的拘束等を行わないだけでなく、患者がより安心安全に過ごせるよう日頃から環境調整や支援の工夫、緊急時の対応策等を検討し、治療や支援の質の向上に努めること。

2.身体的拘束禁止に関する基本方針

医療サービス提供にあたって、患者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他の患者の行動を制限する行為を禁止する。

(1) 身体的拘束に該当する具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢を拘束帶で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④気管切開・気管内挿管チューブ・点滴回路・経管栄養チューブ・膀胱留置カテーテル・各種ドレーン等の抜かないように、四肢を拘束帶で縛る。
- ⑤気管カニューレ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらぬよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、腰ベルト、車いすテーブルを付ける。

⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

⑧脱衣やオムツ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる。

⑨他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢を拘束帶で縛る。

⑩行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。

3.身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、下記 3 要件を全て満たす必要がある。

・**切迫性**：患者等又は他の患者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

・**非代替性**：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

・**一時性**：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 上記の要件を全て満たし身体的拘束等を行った場合でも解除となる場合

緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された時は、直ちに拘束を解除する。

(3) 緊急やむを得ない場合の身体的拘束や行動制限についての方法

医師、看護師長、担当看護師など、複数の担当者で適応の要件を検討、アセスメントし医師が決定する。身体的拘束等をせざるを得ない要因等を分析し、改善策を検討する。

身体的拘束等にあたって看護計画や個別支援計画等を作成し、患者等やご家族に対して

説明、同意を得る。また、必要に応じて関係行政機関にも相談する。実際に身体的拘束等が行われた場合はそれを記録します。その記録又は委員会での解除に向けた再検討により3要件に該当しないと判断された場合は、直ちに身体的拘束等を解除し、患者等及びご家族に報告します。

4. 身体的拘束最小化委員会の組織化に関する基本方針

- (1) 身体的拘束等の行動制限最小化のための対策を検討することを目的として、「身体的拘束最小化委員会」(以下、委員会)を設置する。
- ①委員会は、原則として月に1回開催する。また、必要時は随時開催する。
 - ②委員会では、主に以下のことを検討、協議する。
 - ・身体的拘束等の報告様式やマニュアル等の整備・見直し。
 - ・身体的拘束等の発生があれば、その報告及び原因・適正性の分析、予防策、解除等の検討。
 - ・報告された事例及び分析・検討結果、予防策等を職員に周知徹底する。
 - ・予防策等の効果の検証。
 - ・身体的拘束最小化のための職員研修の内容に関すること。
 - ・身体的拘束について職員が相談・報告できる体制の整備に関すること。

(2) 委員会の構成

医師を委員長とし、医師、看護師（各病棟）、薬剤師、理学療法士、社会福祉士、事務員で構成する。身体的拘束等の行動制限最小化に向けて、各職種の専門性に基づき治療や支援を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

（3）委員会での検討内容等周知

会議録を適切に作成・保管し、結果について職員に周知を徹底する。

5.身体的拘束最小化のための職員研修に関する基本方針

- （1）職員教育を徹底させるため、本指針に基づいた研修プログラムを作成し、身体的拘束最小化の基礎的内容や知識を普及・啓発するとともに、年1回以上の研修を行う。
- （2）新規採用職員においては入職後、必ず研修を行うこと。
- （3）研修参加にあたっては研修内容を記録する（研修名、実施日時、実施場所、実施者、内容等）、職場内での知識定着や実践に繋がるよう努める。

6.患者またはそのご家族に対する指針の閲覧に関する基本方針

- （1）患者等やそのご家族に対して入院時に本指針の説明を行い、ご理解ご協力を得られるよう努めるとともに、いつでも閲覧できるよう院内掲示板への掲示とホームページに掲載する。
- （2）加えて、本指針は病院で使用するマニュアルとともに全ての職員に閲覧可能とし、各部署にマニュアルを設置し周知徹底を図ります。

7.その他身体的拘束の最小化の推進のために必要な基本方針

本指針は、身体的拘束等の行動制限最小化に向けてより良い取組ができるよう定期的に見直しを行います。

付則 本指針は 2024 年 6 月 1 日より施行する